

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	中川村国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中川村長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づく被保険者に係る申請等に関する事務、被保険者証又は認定証に関する事務、保険給付の支給に関する事務など</p> <p>・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供</p> <p>加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同し支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に関する業務」という。）＞</p> <p>○オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当村から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>○支払基金が、村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当村から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>・公金受取口座情報の利用に関する事務</p> <p>支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、情報照会を行い、当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、死者管理システム、村県民税システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
【国民健康保険システム】 資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル 【国民健康保険税システム】	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(指定及び通知)第1項 別表第1 16 30 101項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 1 2 3 4 5 17 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93項(情報提供の根拠)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土山町保健福祉政策課 〒220-0202 長野県上伊那郡土山町土着1045-1 0265-22-2217

請求先	中川村役場地域政策課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3019
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。マイナンバー記載の申請書等は施錠できる書棚等に保管し、廃棄の際は、複数人で確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を取り扱うシステムにおいては、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されている。また、アクセスログの記録も行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、中間サーバー【国民健康保険システム】	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、中間サーバー、国保【国民健康保険システム】	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②役	保健福祉課長 中平仁司	保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新様式変更に伴う追加	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(追加)	オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、中間サーバー、国保【国民健康保険システム】	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、宛名管理システム、【国民健康保険システム】	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事前	
令和8年3月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001	中川村役場地域政策課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3017	事後	
令和8年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001	中川村役場保健福祉課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3019	事後	
令和5年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和5年2月1日時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和5年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日時点	令和5年2月1日時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和5年2月1日 時点	令和8年3月25日 時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和5年2月1日 時点	令和8年3月25日 時点	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和8年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 リスク対策	—	十分である	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。マ3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か	—	十分である	事前	様式変更に伴う追記
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 判断の根拠	—	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を取り扱うシステムにおいては、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されている。また、アクセスログの記録も行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対	事前	様式変更に伴う追記